

「林務関係 I C T活用工事試行実施要領」(令和5年2月15日付け4農総第297号農林基盤局長) 新旧対照表

改 正		現 行	備 考
第1条～第8条 (略)		第1条～第8条 (略)	
附則 この要領は令和5年4月1日から施行する。 <u>附則 この要領は令和5年4月4日から施行する。</u>		附則 この要領は令和5年4月1日から施行する。 (新設)	
<別表-1. I C T施工技術と適用工種(その1)> (略)		<別表-1. I C T施工技術と適用工種(その1)> (略)	
<別表-1. I C T施工技術と適用工種(その2)>		<別表-1. I C T施工技術と適用工種(その2)>	
関 連 要 領 等 一 覧	①	(略)	
	②	(略)	
	③	(略)	
	④	(略)	
	⑤	(略)	
	⑥	(略)	
	⑦	(略)	
	⑧	(略)	
	⑨	施工履歴データを用いた出来形管理の 監督・検査 要領(土工編)(案)	
	⑩	(略)	
	⑪	(略)	
	⑫	(略)	
	⑬	(略)	
	⑭	(略)	
	⑮	(略)	
	⑯	(略)	
	⑰	(略)	
	⑱	(略)	
	⑲	(略)	
	⑳	(略)	
	㉑	(略)	
	㉒	地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領 (土工編) (案)	
	㉓	(略)	
	㉔	(略)	
	㉕	(略)	
※各要領等については、国土交通省等において定めたものに準拠することとする。		※各要領等については、国土交通省等において定めたものに準拠することとする。	
別紙1～別紙(記載例-2) (略)		別紙1～別紙(記載例-2) (略)	
様式-1 (略)		様式-1 (略)	